

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

一般社団法人宮崎県産業資源循環協会

〇〇町・村

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

〇〇町・村（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の撤去、収集運搬、処分及び仮置（以下「処理等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害に伴い〇〇町・村域で発生する災害廃棄物の処理等に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に〇〇町・村民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害により発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く。）で、甲が生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、特に処理が必要と判断したものをいう。
- （2）仮置 災害廃棄物の粗分別や減容・減量化の処理をするために一次集積所で行う一時的な保管及び細分別や安全・安定化の処理をするために二次集積所で行う保管のことをいう。

（協力要請の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）災害廃棄物の仮置に必要な土地の確保及び一時提供
- （5）前各号に伴う必要な業務

（協力の実施）

第4条 乙は、前条に定める業務への協力を要請されたときは、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に協力するにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮し、適正保管及び適正処理に努めること。
- （2）災害廃棄物の再利用、再資源化に配慮し、分別に努めること。
- （3）迅速かつ効果的に処理を進めるため、最適な仮置場の確保に努めること。

3 乙は、第1項の規定にかかわらず、県内広域市町村に及ぶ大災害が発生した場合は、宮崎県と乙が平成21年1月16日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲は、次条の規定による協力を要請するため、乙に対し、必要に応じて協力可能な会員の人員等の情報の提供を求めることができる。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、第3条に定める業務について協力を要請するときは、別紙様式第1号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別紙様式第2号により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙協議のうえ、甲が積算した額を基本とするものとする。

(請求及び支払い)

第9条 乙は、前条の規定による費用を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による請求があったときは、第7条に規定する実施報告を確認のうえ、費用を支払うものとする。

(災害補償)

第10条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、又は病気に罹った場合は、それを補償する。

(平常時の対応)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行えるよう、確保可能な人員等の状況について、平常時から把握するよう努めるものとする。

2 甲は、前項の規定による把握状況について、乙に報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲においては〇〇町・村担当課名、乙においては一般社団法人宮崎県産業資源循環協会事務局を窓口とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住所)

〇〇町・村長

乙 宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2F
一般社団法人宮崎県産業資源循環協会

会 長